

様式 1

事業報告書

(自 令和 4年7月1日 至 令和 5年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 はらだ医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市小佐々町黒石 354番地3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成18年3月7日

(4) 設立登記年月日 平成18年3月17日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	はらだ医院	長崎県佐世保市小佐々町黒石 354番地3	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月22日 令和3年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 はらだ医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市小佐々町 3 5 4 番地 3

貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	41,574	I 流動負債	4,379
II 固定資産	43,654	II 固定負債	1,942
1 有形固定資産	5,364	負債合計	6,321
2 無形固定資産	110	純資産の部	
3 その他の資産	38,180	科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	73,907
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	78,907
資産合計	85,228	負債・純資産合計	85,228

様式 4 - 2

法人名 医療法人 はらだ医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市小佐々町 3 5 4 番地 3

損 益 計 算 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	88,929
2 事業費用	86,620
本来業務事業利益	2,309
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,309
II 事業外収益	1,896
III 事業外費用	0
経常利益	4,205
IV 特別利益	60
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,265
法人税等	725
当期純利益	3,540

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 はらだ医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市小佐々町 3 5 4 番地 3

財 産 目 録

(令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額	85,228 千円
2. 負 債 額	6,321 千円
3. 純 資 産 額	78,907 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	41,574
B 固 定 資 産	43,654
C 資 産 合 計 (A+B)	85,228
D 負 債 合 計	6,321
E 純 資 産 (C-D)	78,907

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 はらだ医院
理事長 原田 達彦 殿

私は、医療法人 はらだ医院の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月22日

医療法人 はらだ医院
監事 戸田 和宏

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。